

# 返戻金制度について

## ■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、自己都合により退職に至った場合または自己の責めに帰すべき事由により解雇された場合、受領した紹介手数料から以下の割合に定める金額を求人者へ返還致します。

- ・入社後 1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 80%
- ・入社後 3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 50%

但し、紹介予定派遣により紹介し採用された場合、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととします。

派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

なお、上記制度は求人者と締結する契約により別の定めをする場合があります。

許可番号: 13-ユ-316628

PwC ビジネスアシュアランス合同会社